

景観法に基づく公共事業に係る通知取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）が白河市景観計画の区域内において実施する公共事業又は公共施設の整備（以下「公共事業」という。）について、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第5項及び第6項の規定に基づく行為の通知等について必要な事項を定め、良好な景観の形成に資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 法第16条第5項の規定により市長への通知が必要な事業（以下「対象事業」という。）は、別表第1に定める行為に係る事業とする。ただし、別表第2に定める行為については、この限りでない。

(行為の通知)

第3条 国の機関等は、対象事業を実施しようとするときは、景観計画区域における行為の通知書（第1号様式）に位置図及び別表第3に定める図書を添付し、市長に通知するものとする。

- 2 前項の規定は、対象事業の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 3 国の機関等が自ら景観検討を行い、白河市景観計画との適合が認められる場合には、当該検討内容が分かる図書を添付することにより、添付の必要な図書の一部を省略することができる。

(審査結果の通知)

第4条 市長は、前条の規定により通知があった場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該国の機関等に対し協議書（第2号様式）により協議を求めるものとする。

(景観配慮についての措置の協議)

第5条 前条の規定により協議を求められた国の機関等は、景観への配慮について市長と協議するものとする。

- 2 協議を行った国の機関等は、協議の結果行うこととなった措置について、協議事項措置報告書（第3号様式）に当該措置内容が分かる図書を添付し、市長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に着手する行為に係る公共事業について適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

通知の対象行為

第1 届出対象行為

1 景観計画区域(景観計画重点区域を除く)

(1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模
建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ10m以上又は 地階を除く階数が3以上でかつ延べ面積500㎡以上又は 延べ面積1,000㎡以上

(2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	① 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの ② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。） ③ 煙突、排気塔その他これらに類するもの ④ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの ⑤ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 ⑥ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦ 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑧ コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨ 自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ5m以上 高さ10m以上 高さ20m以上 高さ10m以上又は 築造面積1,000㎡以上

(3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000㎡以上

(4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為（条例で定める行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡以上又は 法面の高さ5m以上かつ長さ10m以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m以上又は 堆積の用に供される土地の面積500㎡以上

2 景観計画重点区域

(1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10㎡以上
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計10㎡以上

(2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	①擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、塀その他これらに類するもの	高さ1.5m以上
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（⑤に掲げるものを除く。） ③煙突、排気塔その他これらに類するもの ④電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの ⑤電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 ⑥高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの ⑦観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑧コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 ⑨自動車の駐車のために供する立体的な施設 ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ⑪ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 ⑫彫像、記念碑その他これらに類するもの	すべて

(3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000㎡以上

(4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為（条例で定める行為）

届出対象行為	届出を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000㎡以上又は法面の高さ1.5m以上かつ長さ10m以上
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5m以上又は堆積の用に供される土地の面積250㎡以上

別表第2（第2条関係）

適用除外とする行為

通知を要する規模以下の行為のほか、次に掲げる行為については、法第16条第5項の規定による通知をすることを要しない。

- 1 法第16条第7項第1号に掲げるもの
 - (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - (2) 仮設の工作物の建設等
 - (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ① 建築物の建築等
 - ② 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - ③ 木竹の伐採
 - ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - ⑤ 特定照明
 - ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - ① 建築物の建築等
 - ② 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - ③ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - ④ 土地の開墾
 - ⑤ 森林の皆伐
 - ⑥ 水面の埋立て又は干拓
- 2 法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの
 - (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (2) 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
 - (3) 景観計画に法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
 - (4) 景観重要公共施設について、法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為
 - (5) 法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
 - (6) 国立公園又は国定公園の区域内において、法第8条第2項第4号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為

- (7) 法第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等
- (8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- (9) 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。以下同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第1号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

3 法第16条第7項第11号に掲げるもの

(1) 政令で定める行為

- ア 景観計画に定められた開発行為又は政令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で政令第22条第3号イ又はロ（政令第24条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- エ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(2) 条例で定める行為

- ア 法令に基づく許可、認可又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
 - ① 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
 - ② 福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）同条例第21条第3項（同項第1号及び第15号を除く。）の許可、同条例第31条第1項（同項第1号を除く。）の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
 - ③ 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第28条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
 - ④ 白河市文化財保護条例（平成17年白河市条例第176号）第11条第1項又は第29条第1項の許可及び同条例第9条第1項（同条例第30条で準用する場合を含む。）、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- イ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、次に掲げるもの

- ① 当該堆積が、外部から見通すことのできない場所で行われるもの
 - ② 当該堆積の期間が90日を超えて継続しないもの
- ウ 仮設の建築物で、存続期間が1年以内（工事に必要な仮設の建築物等で工期が1年を超える場合は、その期間）のもの新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- エ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- オ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- カ 農林漁業を営むために行われる土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更及び屋外における土石その他の物件の堆積

別表第3（第3条関係）

添付図書

行為の種類	図書の種類	備考
1 建築物の建築等又は工作物の建設等	(1) 付近見取図	
	(2) 現況写真	実施箇所及び周辺の状況が分かる近景と遠景のカラー写真
	(3) 配置図	
	(4) 立面図	色彩を明示すること。
	(5) 各階平面図	
	(6) 景観影響調査書	実施した景観シミュレーションを添付すること。 〔透視図（パース）、模型、 フォトモンタージュ、 コンピュータグラフィック等〕
2 開発行為	(1) 付近見取図	
	(2) 現況写真	実施箇所及び周辺の状況が分かる近景と遠景のカラー写真
	(3) 計画図	
	(4) 現況図	
3 土地の形質の変更	(1) 付近見取図	
	(2) 現況写真	実施箇所及び周辺の状況が分かる近景と遠景のカラー写真
	(3) 計画図	
	(4) 現況図	
4 物件の堆積	(1) 付近見取図	
	(2) 現況写真	実施箇所及び周辺の状況が分かる近景と遠景のカラー写真
	(3) 配置図	
	(4) 立面図	堆積された物件と遮へい物の位置関係を明示すること。

記入上の注意

- 1 「事業名」には、当該行為を行う事業名を記載してください。
- 2 「路河川等名称」には、事業箇所の道路、河川等の名称を記載してください。
- 3 「行為の場所」には、行為の箇所を記載してください。
- 4 「着手予定月」には、工事に着手する予定の年月を記載してください。
- 5 「完了予定月」には、工事が完了する予定の年月を記載してください。
- 6 「行為の種類」には、実施する通知対象行為を下記より選択して記載してください。
 - ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ③ 開発行為
 - ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - ⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- 7 「行為の概要」には、行為の内容及び規模の概要(高さ、面積、延長、幅等)を記載してください。
- 8 「景観検討手法」には、景観検討を行っている場合は、景観検討手法を下記より選択して記載してください。
 - ① 法令に基づく景観検討(法又は条例に基づく環境影響評価、土地改良法に基づく環境配慮計画)
 - ② 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)
 - ③ 学識経験者、景観アドバイザー等の専門家によるアドバイス
 - ④ 要綱等(福島県農村整備環境技術検討会設置要綱、福島県土木部景観審査要綱等)
 - ⑤ 事業主体による独自の検討
 - ⑥ その他(備考欄に具体的に記載)
- 9 添付図書として以下の図書を添付してください。(変更の通知にあつては、当該図面等のうち必要なもの)
 - ① 位置図
 - ② 本要綱第3条第1項に定める添付図書(事業主体により景観検討がされている場合は省略可能)
 - ③ 景観検討した資料(②の資料を省略した場合のみ)
- 10 変更
通知内容を変更することにより景観への影響が著しく変化する場合は、変更内容を通知してください。

第2号様式（第4条関係）

協 議 書

第 号
年 月 日

通知者(国の機関又は地方公共団体) 様

白河市長

年 月 日付け〇〇第 号で景観法第16条第5項の規定に基づき通知のあった行為について審査した結果、次のとおり協議します。

通 知 日	年 月 日
事 業 名	
建 築 物 等 名 称 路 河 川 等 名 称	
行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
行 為 の 概 要	
審 査 結 果	
協 議 内 容	
備 考	

第3号様式（第5条関係）

協議事項措置報告書

第 号
年 月 日

白河市長

通知者

年 月 日付け〇〇第 号で景観法第16条第6項の規定により協議のあったことについて、協議に基づき行う措置は次のとおりとしたので報告します。

協議年月日及び協議番号	年 月 日 第 号
事業名	
建築物等名称 路河川等名称	
行為の場所	
行為の種類	
行為の概要	
協議事項	
措置内容	
通知内容に係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号
備考	

※ 措置内容の分かる図書を添付してください。